

新清掃工場関連付帯施設整備事業PFIアドバイザー業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、新清掃工場関連付帯施設整備事業PFIアドバイザー業務委託(以下「本業務」という。)の受注者(以下「業者」という。)を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザルによる業者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 業者を選定するための方針の決定
- (2) 企画提案内容等の評価・審査及び業者の選定
- (3) その他必要な事項

2 委員会は、環境部長、環境計画課長、環境対策課長、クリーン推進課長、環境衛生課長の合計5名をもって構成する。

3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は環境部長、副委員長は環境計画課長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、会議に出席できない場合は、代理出席者への委任を認める。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(企画提案書提出者の参加資格等)

第3条 企画提案書提出者(以下「提出者」という。)は、「新清掃工場関連付帯施設整備事業PFIアドバイザー業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項」(以下「募集要項」という。)に記載する要件を満たす者とし、募集要項に基づく参加申請書類を提出することで参加表明手続を行わなければならない。

(審査方法及び評価基準)

第4条 委員会が、業者を選定するための審査方法及び評価基準は、第2条第1項第1号で決定した選定方針によるものとする。

2 委員会は参加申請書類が提出されたときは、参加資格を審査し、第一次審査及び第二次審査を行う。

(1) 第一次審査は書類審査とし、提出された書類を評価基準に基づき審査する。提出者が

5者以上のときは、評価点の高い者から順に第二次審査に進出する者を4者以下に選定する。ただし、提出者が4者以下のときは、全提出者を第二次審査に進出させる。

(2) 第二次審査は、企画提案書をもとにプレゼンテーションによる審査を行う。委員会は、企画提案内容等について、評価基準に基づき評価を行う。

(優先交渉権者及び交渉順位の確定)

第5条 委員会は、第一次審査と第二次審査の評価点を合計して評価順位を決定する。順位が第一位の者を優先交渉権者として確定し、次順位の者を次点交渉権者とする。

2 審査の結果において評価点が総評価点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。また、最高点の者が複数いる場合は、評価基準に基づき評価を行う。

3 委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次点交渉権者にその旨を通知する。

(失格条項等)

第6条 提出者が次の各号のいずれかに該当する場合、その企画提案書は無効とする。

(1) 募集要項に記載する企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(5) 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

(7) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与える恐れのあるとき。

(受注者の決定及び選定結果の通知)

第7条 委員会は、第5条第3項の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

2 市長は受注者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

(企画提案書の取り扱い)

第8条 提出された企画提案書の取り扱いは、募集要項の留意事項に記載するとおりとする。

(事務局等)

第9条 本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、環境部環境計画課において担当する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月18日から施行し、業務委託契約の完了日をもってその効果を失う。